

議事要旨(1) 基準諮問会議からの報告

野崎基準諮問会議議長より、説明資料〔審議事項(1)-1及び審議事項(1)-2〕に基づき、7月16日に開催された第18回基準諮問会議において「繰延税金資産の回収可能性の会計処理に関する調査」及び「リストラクチャリングに関連する会計処理の調査・検討」を企業会計基準委員会に依頼することとされた旨、並びに基準諮問会議における新規の会計基準レベルのテーマ及び実務対応レベルのテーマの検討状況の説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見等と、これに対するコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。

監査委員会報告第66号（以下「66号」）の役割が重要であったことは認識している。一方で、ASBJの会計基準、適用指針と日本公認会計士協会の監査に関する実務指針の役割分担等を調査することには賛同する。なお、当テーマについては優先順位が高い項目であるという意見があったとのことであるが、具体的にはどういう観点で優先順位が高いという意見なのか確認したい。

これに対して事務局から、税制改正により繰越欠損金の繰越期間が延長されたことに対応して監査委員会報告第66号の見直しがなされていないということと、監査の指針としてあるべきなのか、ASBJの会計基準としてあるべきなのかという点で問題意識が高いとのコメントがなされた。
- ある委員より、次の質問があった。

繰延税金資産の回収可能性の会計処理に関する調査の方法について、基準諮問会議の中でどういったイメージで考えているのか。

これに対して事務局から、現行の66号が監査の指針であって、会計基準ではないという点と、ガイダンスが非常に細かいものとなっているところをフレキシブルにした場合どのような影響が考えられるのか、例えば諸制度に与える影響などを調査・整理するようなことを考えているとのコメントがなされた。
- ある委員より、次の意見があった。

現在米国基準で連結を作る際には、子会社が日本基準で66号によって処理したものを一部修正しているが、そのような処理をすることに強い違和感があるので、この件に関しては早々にASBJで取り上げた方が良く考えている。

これに対して事務局から、基準諮問会議においても、新規テーマとして提言すべきか否かという点については両方の意見があり、結論に至らなかったため、ASBJに調査を依頼するという提案となったとのコメントがなされた。
- ある委員より、次の質問があった。

この調査の結果は委員会で審議された上で、基準諮問会議に報告されるのか、それとも事務局で作成されたものが基準諮問会議に直接提出されることになるのか。

これに対して事務局から、調査は ASBJ が依頼を受けるものなので、審議内容を公開するかは未定であるが、事務局から基準諮問会議に直接報告ということではなく、非常勤委員も含めて検討の上、基準諮問会議に報告することを想定しているとのコメントがなされた。

- ある委員より、次の質問があった。

リストラクチャリング引当金について、調査の結果、仮に会計基準の開発が可能という報告を基準諮問会議に行っても、基準諮問会議で優先順位が低いという結論になっては、調査にリソースを使う意味がないのではという懸念があるが、事務局としてこの点についてどのように考えているのか。

これに対して事務局から、引当金の議論と切り離して会計基準等を開発するのは難しいと思われる中で、明確化を求めるニーズをどのように受け止めるかということを検討した結果、基準諮問会議において検討保留のテーマとするよりは、ASBJ において会計基準等の開発が可能かどうか検討を依頼してはどうかということになったとのコメントがなされた。

- ある委員より、次の質問があった。

「ASBJ の会計基準、適用指針と日本公認会計士協会の監査に関する実務指針の役割分担」に関して、今後 ASBJ と JICPA で役割分担の取り決めをしていくことになるのか。

これに対して事務局から、次のコメントがなされた。

- ・ 会計基準に関する実務指針については、ASBJ 発足時にすでに存在したものについては、一度に ASBJ に移管することはせずに、ASBJ が大きな改訂の方針を決めて、JICPA にはそれにしたがって改訂作業をお願いするという事になっている。一方で、監査上の取扱いは JICPA において作成するものではあるが、会計のルールに関する大きな方針は、ASBJ が決めることになるので、監査上の取扱いにおいて、新しい会計上のルールが作成されることはないと理解している。

- ある委員より、次の質問があった。

リストラクチャリング引当金に関して、会計処理のばらつきがあると言われているが、リストラクチャリングの内容の差に起因するものも含まれているのではないかと。したがって、調査の際に余り類型化して整理してしまうと、その後の検討や深掘りがやりにくくなることも想定されるので、ASBJ とどのような調査を行うことを考えているのかお聞きしたい。

これに対して事務局から、次のコメントがなされた。

- ・ 実務対応専門委員会でテーマ評価を行っているので、会計上の評価については、テーマ評価を行ったときの議論を踏まえて行うことになる。一方、リストラクチャリングに関して、同じ事象で違う会計処理になっているのか、そもそも事象が違うのかを外から見て判断するのは限界があるが、さほど複雑な事象ではなく、議論可能な素地はあるので、まずは会計上の評価を踏まえた上で、会計基準等の

開発が可能か検討することになるのではないか。

- ある委員より、次の意見があった。

66号が公表されたのは、ASBJ 発足前であり、また66号だけでなく税効果会計の実務指針も JICPA に残っている状況である。会計上の取扱いと監査上の取扱いを分けることは難しい点があり、会計基準ができたとしても、監査上の判断は難しいところがあるので、なんらかの監査上の指針を出す必要があるという意見もある。したがって、66号が具体的にどのように使われているのかということについて十分な調査が必要と考えている。

- ある委員より、次の意見があった。

リストラクチャリング引当金の調査では、リストラクチャリングの内容の相違だけでなく、そもそも例えばリストラクチャリングとビッグバスとを識別できるのかということも含めて調査していただきたい。

- ある委員より、次の質問があった。

資料では、「可能な限り速やかに調査を行うことを期待する」とあるが、どれくらいの調査期間を想定しているのか。

これに対して野崎基準諮問会議議長から、次回の基準諮問会議までには調査をしていただき、その結果に基づいて、次回の基準諮問会議で議論したいと考えているとのコメントがなされた。

- ある委員より、次の質問があった。

市場関係者から幅広く意見を聴取するということは基準開発上重要なプロセスと理解している。ASBJ から基準諮問会議への調査結果の報告の仕方について工夫が必要であると考えているが、基準諮問会議としては、その調査結果をどのような形でその後の審議に使うことを想定しているのか。

これに対して野崎基準諮問会議議長から、基準諮問会議と ASBJ のお互いの立場を尊重しつつ議論をしていくことになるとのコメントがなされた。

最後に、西川委員長より、基準諮問会議からの依頼を受けたこれらの調査・検討を始めることとしたいとの発言がなされ、了承された。

以 上